

防整施第24487号
令和4年12月27日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

自衛隊施設整備事業等の円滑な事業執行のための運用について(通知)

標記について、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）別紙建設

工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領第2項に規定する技術業務をいう。)の執行については、事業の進捗等の状況により、契約を締結した会計年度又はその翌年度以降の支払の全部又は一部に事業計画の変更に必要な予算措置を実施することにより、迅速かつ着実に事業を実施していくため、令和5年1月1日以降に入札公告(又は手続開始の公示)を行うものから、原則として、入札説明書(又は説明書)に下記の内容を記載されたい。ただし、単年度の建設工事等で前金払・部分払の支払の前倒し状況が発生しないものについては、対象外とする。

記

入札説明書(又は説明書)への記載例

1. 建設工事の場合

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結した会計年度又はその翌年度以降における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する出来高予定額(以下「出来高予定額」という。)について、事業の進捗等の状況により当該各年度の支払限度額及び出来高予定額を当該各年度の予算額の範囲内において変更する可能性がある。

なお、当該変更を行う場合、発注者と受注者で協議の上、契約書第40条第1項、第42条第1項、同条第2項、第43条第3項及び第44条第3項を必要に応じて変更して、前払金及び部分払の支払を請求するものとする。

2. 設計等技術業務の場合

本業務は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結した会計年度又はその翌年度以降における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する履行高予定額(以下「履行高予定額」という。)について、事業の進捗等の状況により当該各年度の支払限度額及び履行高予定額を当該各年度の予算額の範囲内において変更する可能性がある。

なお、当該変更を行う場合、発注者と受注者で協議の上、契約書第42条第1項、第43条の2第1項、同条第2項、第43条の3第3項及び第43条の4第3項を必要に応じて変更して、前払金及び部分払の支払を請求するものとする。

3. 事業監理業務の場合

本業務は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結した会計年度又はその翌年度以降における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する出来高予定額(以下「出来高予定額」という。)について、事業の進捗等の状況により当該各年度の支払限度額及び出来高予定額を当該各年度の予算額の範囲内において変更する可能性がある。

なお、当該変更を行う場合、発注者と受注者で協議の上、契約書第29条第1項、第30条第1項、同条第2項及び第31条第2項を必要に応じて変更して、部分払の支払を請求するものとする。

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官